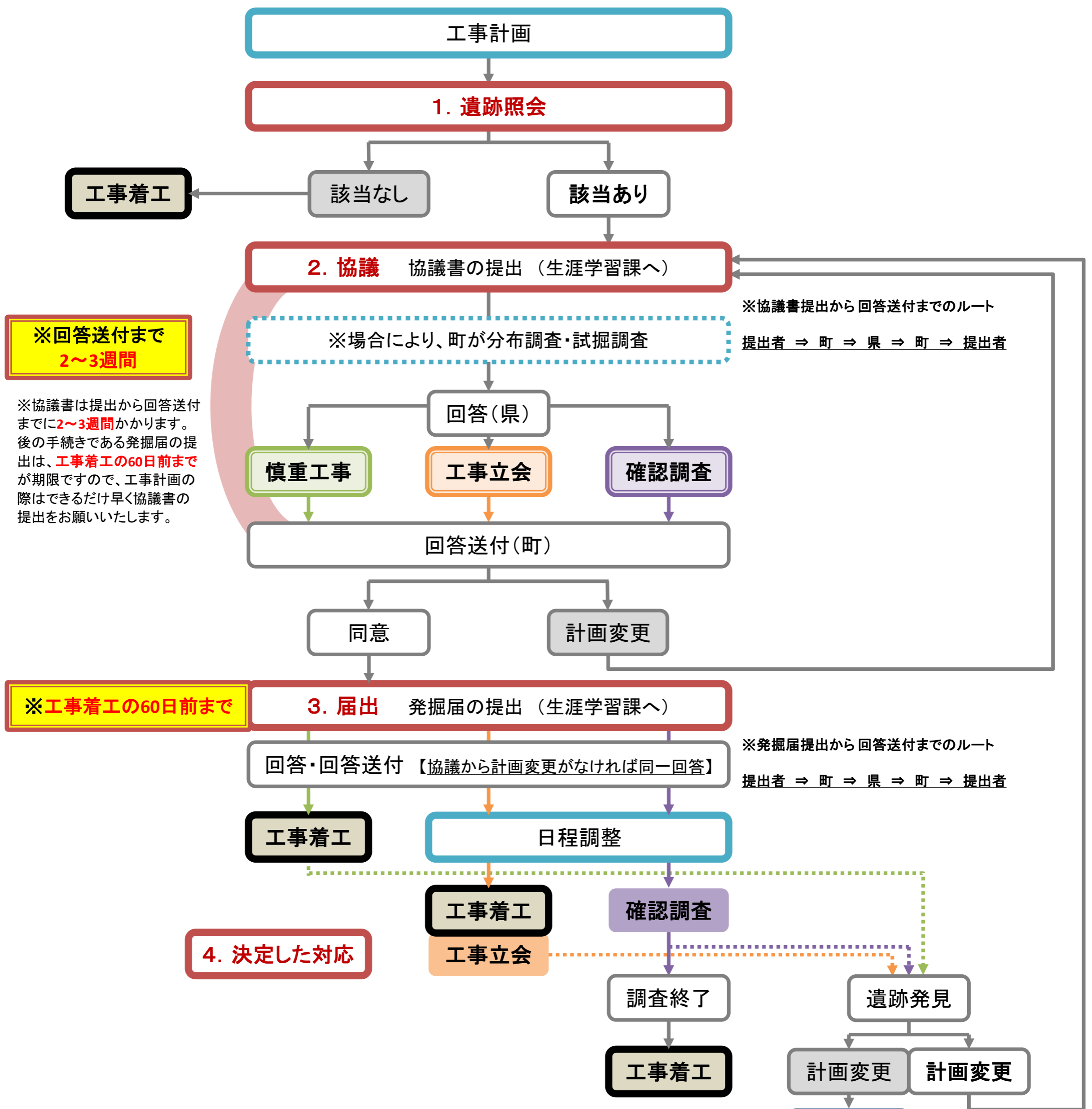


●埋蔵文化財に係わる手続きの流れ・フローチャート



協議の回答結果一覧

慎重工事	特に調査を必要としません。 ◆慎重に工事を行ってください。
工事立会	工事中に町職員が現場に立会い、随時掘削状況の記録を行います。 ◆立会日の調整を町職員と行ってください。
確認調査	遺跡の範囲・深さ・性格・内容等を把握するため、「部分的な発掘調査」を行います。 ◆調査日の調整を町職員と行ってください。



※重要な遺跡が発見された場合

本発掘調査	重要な遺跡が発見され、計画変更ができない場合に実施する保存のための調査です。
--------------	--